

四日市市告示第161号

四日市市介護相談員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護相談員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護相談員派遣事業実施要綱（平成12年四日市市告示第348号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務局) 第9条 この事業の事務局は、健康福祉部高齡福祉課に置くものとする。	(事務局) 第9条 この事業の事務局は、健康福祉部介護・高齡福祉課に置くものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齡福祉課)